

第5章 景観形成推進に向けて

5-1 景観形成の主体と役割

良好な景観形成を推進していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、景観形成の目標を理解し、その目標を共有しつつ、互いに連携しながら一体的に景観形成に取り組む必要があります。

○市民の役割

市民のひとり一人が自分達の日常的な生活や行動が景観形成に様々に影響していることを理解し、良好な景観形成に関する理解を深め、景観形成の主体となって取り組みます。

また、市民共有の財産である景観の保全や創出に係わる取り組みなどに積極的に協力をを行います。

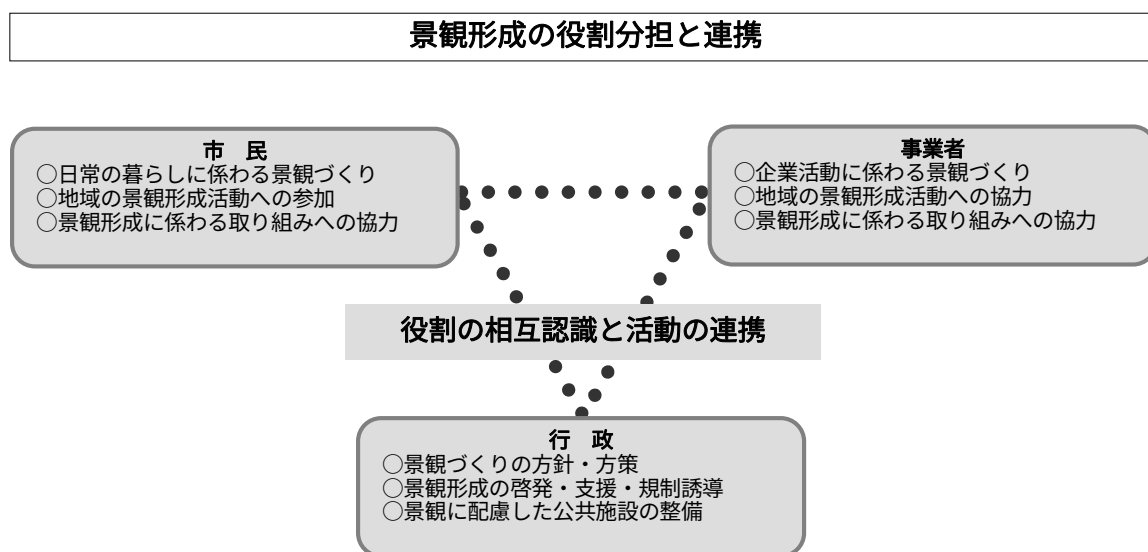
○事業者の役割

枚方市で事業活動を行う事業者は、事業にかかる建築物や活動が景観を構成する要素の重要な一部であることを理解し、良好な景観形成に配慮した事業を行なうよう自らが主体となって取り組みます。また、市民と相互に協力し、地域における良好な景観の形成に積極的に協力をを行います。

○行政の役割

行政は良好な景観形成を図るため、長期的な視点に立って景観づくりの目標やその実現に向けた道筋を市民や事業者を示すとともに、基本的かつ総合的な施策を策定・実施します。また、良好な景観形成に関する知識の普及・啓発、必要な規制誘導の仕組みを整えるとともに、市民や事業者が行う景観形成に関する自主的な活動の支援を行います。

景観構成要素の重要な部分を占める公共施設の整備にあたっては、景観形成の先導的な役割を担う役割を理解し周辺の景観との調和と質の向上を図ります。



5-2 公共事業における景観形成

行政が主体的に景観形成に関わることでできる場としては、道路・河川・公園などの公共空間や公民館・図書館などの公共建築物、鉄道・橋梁などの土木構築物の整備のほか、市街地再開発などの総合的整備事業が挙げられます。これらは都市景観の形成に大きな役割を果たすものであり、関連する各機関は、本計画で示した方向性を踏まえつつ、連携して整備を行っていきます。

また、公共事業による良好な景観の創出は周辺への波及効果もきわめて高く、景観形成の先導としての役割を認識し、専門家のアドバイスを受けながら「まちをデザインする」視点に立ち、地域の特性を活かした良好な景観づくりに努めます。

景観形成に係わる公共事業の例

実施主体	事業の名称
枚方市	自然巡回路整備事業（淀川左岸緑道、船橋川緑道、穂谷川緑道、天野川緑道、天満川緑道、王仁公園緑道等）
	総合文化施設整備事業
	街なみ環境整備事業
	新病院整備事業
	特別史跡百済寺跡再整備事業
	駅前広場整備事業（長尾駅、光善寺駅等）
	星ヶ丘公園整備事業
	(仮称)東部スポーツ公園整備事業
国土交通省	淀川河川公園基本計画
大阪府	京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業
	山田池公園整備事業
	環状自然歩道整備計画
	淀川水系淀川左岸ブロック河川整備計画
独立行政法人 都市再生機構	香里団地建替等

5-3 景観形成の推進方策

(1) 推進体制づくり

景観形成を総合的にかつスムーズに進めていくためには、市民・事業者・行政等の景観形成に係わる各主体の合意と適切な役割分担の下に進めていくことが重要であり、主体となる組織の育成とともに関連する様々な団体等の連絡・調整を行うことが必要となります。

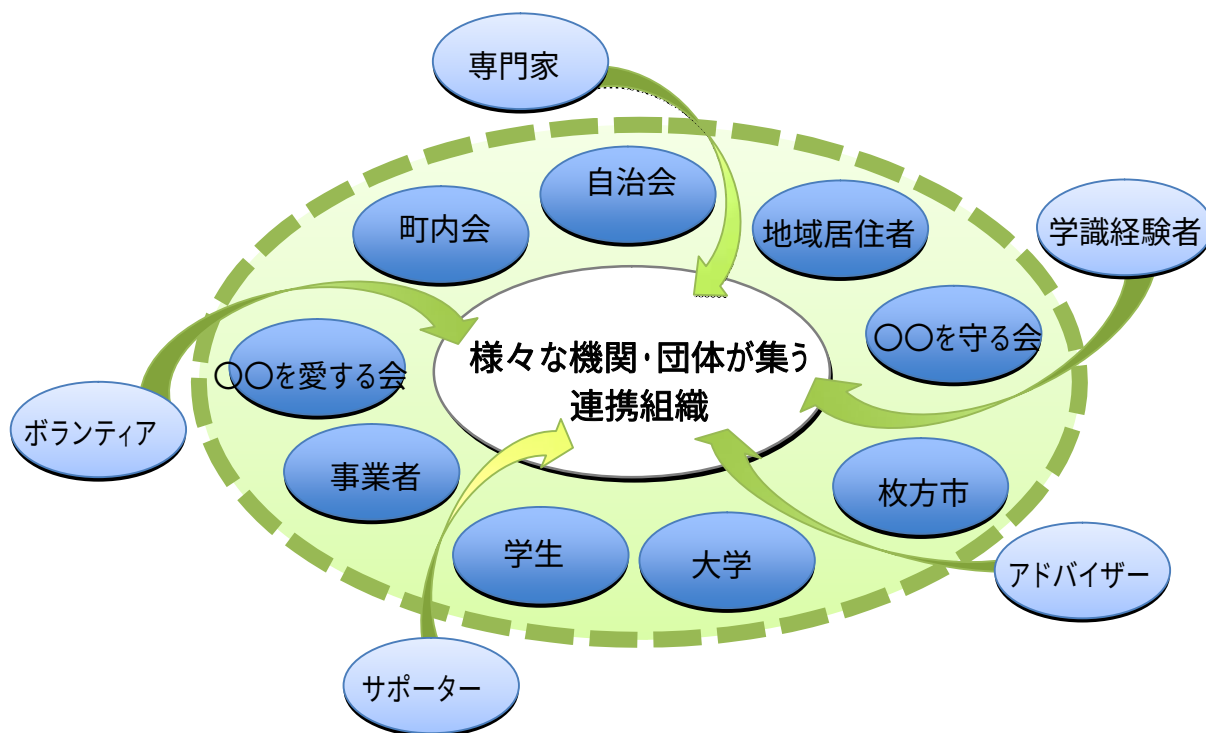
このため、景観形成の推進に向けては、以下に掲げるような推進体制の整備を検討します。

○景観形成に係わる多様な主体を連携させる組織づくり

景観形成を推進していくには、個人、自治会、市民活動団体、事業者、行政、大学などの景観づくりを担う実施主体と、専門家・学識経験者等の支援者、さらに、実施主体相互や支援者等の間を取り持つ調整機関などが関係することになります。

景観形成を重点的に図る地区ではこうした多様な団体や個人が集い、情報を交換して連携・調整するための組織づくりについて検討を行います。

景観形成を重点的に推進する地区等における推進体制のイメージ



○景観形成を実行する活動組織の育成

景観形成の推進にあたっては、個々の市民や企業などの取り組みに加えて、地域コミュニティなどの地域単位や景観形成のテーマ、活動への参加者等を考慮して景観づくりを実行する活動主体を育てることが重要となります。

（景観形成をめざす地区での取り組みイメージ）

- ・地域毎の特性を活かした景観づくりを担う自治会組織の育成
- ・自然・歴史・各地域などの特定のテーマについて景観整備に取り組む組織づくり
- ・市内の大学との連携やボランティア組織による景観形成
- ・子供、学校、女性等が参加しやすい活動組織づくり

○景観形成を推進させる庁内体制の整備

枚方市の景観形成を推進するためには、公共施設の整備主体であり、かつ、都市づくりの規制・誘導・指導などを担う枚方市の役割は極めて大きくなります。また、国や大阪府などとの調整や広く市民の声を施策に反映することも求められます。

このためには景観形成に係わる都市計画・道路・公園・建築等の庁内の各組織との連携を密にし、総合的な観点に立って景観形成を推進していきます。

（庁内体制のイメージ）

- ・市民・事業者などに対する景観ご意見箱・相談窓口の整備、景観形成の啓発活動
- ・国、大阪府、周辺自治体等との情報交換・連絡調整体制づくり
- ・道路・公園・建築・都市計画など関連する各部課相互をつなぐ総合的な調整



公園アダプトプログラムによる美化活動
（翠香園ふれあい公園）



旧枚方宿

（２）市民・事業者の参画の推進

魅力ある景観形成を実現していくためには、市民、事業者そして行政に関わる人々が景観に対する関心や意識を高めるとともに、魅力的な景観を自らまもり、はぐくみ、つくるための活動へ積極的に参加することが重要です。

市民の積極的な参加による景観づくりへ向けて、以下に掲げる様々な取り組みを検討します。

○人材の育成

- ・景観について自らが考え実行できる景観づくり活動のリーダーを育成する養成講座
- ・市民が景観についての理解を深める景観勉強会
- ・景観づくりのリーダーや景観づくりに協力するサポーター制度

○市民活動の支援

- ・景観協定[※]や建築協定[※]等の手法による自主的な景観づくりに必要な情報提供や専門家の派遣
- ・清掃活動や花植え、景観見学会、まちあるき等、だれでも気軽に参加できる活動の支援

○表彰・顕彰制度

- ・「枚方景観○○選」など、優れた景観形成に寄与している建築物や工作物、広告物、まちなみ等の景観資源や、積極的にまちづくりに貢献している地域や個人、団体に対する表彰制度

○啓発・広報

- ・景観形成の重要性や必要性、先進事例などに関する情報発信
- ・市のホームページや広報誌などを有効に活用した市域の良好な景観や景観形成に関する取り組みの紹介
- ・景観づくりのシンポジウムやまちあるき、景観資源マップづくり、景観写真展示会等の開催



景観懇話会



花いっぱい運動

(3) 景観に係る制度の整備と活用

景観形成の具体的な取り組みを効果的かつ円滑に推進していくためには、景観形成に関わる制度を活用し、規制誘導制度等を整えることも有効です。景観形成にあたっては最も有効な手法を選択し、または、複数の制度を組み合わせるなどして、地域の実情や特性に応じた制度の選定と適切な運用のもとで、魅力的な景観づくりを推進していく必要があります。

今後、これらの制度の中でも、枚方市独自の「景観法[※]」に基づく景観計画、景観条例[※]等を軸に景観形成の制度を整えます。

景観の規制誘導の主な手法

制度の名称	概 要
地域・地区制度 [※] (地区計画 [※] 、高度地区 [※] 、景観地区 [※] 、など)	・都市計画法に基づく地域・地区の指定 ・主に定量的な基準による規制 ・法的拘束力が強い
景観計画・景観条例 [※]	・景観法に基づく景観形成の方針、基準 ・定量的、定性的、裁量的な基準による規制
屋外広告物条例 [※]	・屋外広告物法に基づく規制基準 ・定量的、定性的、裁量的な基準による規制
景観協定 [※] 、建築協定 [※] 、緑地協定 [※]	・景観法、建築基準法、都市緑地法に基づく土地所有者相互の自主的な協定
自主条例	・自治条例、法に基づかない。 ・自由度の高い基準設定、強制力に欠ける。
自主要綱	・自主要綱、法に基づかない。 ・自由度の高い基準設定、強制力に欠ける。
景観形成住民協定	・自主協定 ・制定の自由度が高いが、拘束力に欠ける。

○大規模建築物等の規制誘導

景観形成に大きな影響を与える大規模建築物等については、地域にふさわしい形態・意匠であることが求められます。これまで枚方市では平成10年に制定した「枚方市都市景観形成要綱」と、平成17年の景観法の施行をうけ平成20年に大阪府で策定された「大阪府景観計画」に基づき景観誘導行ってきましたが、今後は、枚方市独自の景観法に基づく景観計画、景観条例を定め、法に基づく行為規制として位置づけることで、より効果的な規制・誘導を行います。

また、景観計画を補完するための指針として、景観を構成する要素(建築物・工作物・広告物等)の形態・色彩・位置などについてのガイドライン等を設け、その普及を図っていきます。

○地域の特性に応じた景観づくり

都市景観基本計画では景観特性や都市構造をもとに枚方を象徴する景観を示す拠点区域や今後景観形成を行うべき地域を景観フレームとして示しています。(P13-14)「景観計画」においては、こうした点を踏まえ、区域特性を活かした景観形成を図る区域や歴史的景観を有する枚方宿など景観形成を重点的に取り組む地区などの指定を必要に応じて検討し、それぞれの地域・区域・地区の特性に応じた景観形成の方向性を示すことで、よりきめ細かな景観形成を誘導します。

また、住民の合意による景観協定[※]、建築協定[※]等の法律に基づいた協定の締結や、景観づくりの自主的な協定等の締結などを推進し、市民・事業者が自主的に取り組む景観づくりを推進します。



北山地区の緑豊かなまちなみ



歴史景観に調和した
旧枚方宿のレストラン

巻末資料

資料1 枚方市都市景観基本計画改訂の経緯

1-1 枚方市都市景観審議会

○委員名簿

(委員については 50 音順)

	氏名	役職等
会長	吉川 眞	大阪工業大学 工学部 教授
副会長	下村 泰彦	大阪府立大学 大学院 教授
委員	鵜島 三壽	関西外国語大学 国際言語学部 准教授
	岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部 准教授
	小野 久子	枚方市文化観光協会
	恩地 未通子	北大阪商工会議所
	木下 依子	市民
	多田 純治	大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 景観推進グループ 参事
	福山 實	大阪府建築士事務所協会 第3支部長
	山下 滋雄	市民

○開催経過

(平成 24 年度)

回	開催年月日	内容
第1回	平成 24 年 10 月 5 日	枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について諮問
第2回	平成 25 年 2 月 5 日	都市景観基本計画改訂案の構成の検討
第3回	平成 25 年 3 月 19 日	序章の検討 都市景観基本計画の前提の検討 枚方市の景観特性の検討 景観形成の課題と基本方針の検討

(平成 25 年度)

回	開催年月日	内容
第1回	平成 25 年 4 月 26 日	序章の検討 都市景観基本計画の前提の検討 枚方市の景観特性の検討 景観形成の課題と基本方針の検討
第2回	平成 25 年 6 月 13 日	都市景観基本計画改訂案の検討
第3回	平成 25 年 7 月 31 日	都市景観基本計画改訂案の検討
第4回	平成 25 年 月 日	
第5回	平成 25 年 月 日	

1-2 景観懇話会

○会員名簿

(各グループ 50 音順、◎グループリーダー)

自然景観グループ	市街地景観グループ	歴史景観グループ
太田 宏美	◎ 岩橋 康郎	井上 良子
大橋 憲一	金只 英明	上原 一恵
◎ 島崎 仁作	竹島 健次	大野 賢
半明 和夫	藤井 由美	奥本 圭子
藤宗 信子	森川 明	清水 源久
堀内 義章	横山 かおり	宝田 豊昭
三浦 八千代		◎ 田村 正巳

○開催経過

回	開催年月日	内容
第1回	平成 24 年 8 月 25 日	枚方市の景観の現状についての説明 景観ミニ講演会
第2回	平成 24 年 9 月 29 日	各自が地元の景観資源を調査した結果の発表・意見交換 (写真に納め、第2回懇話会で紹介)
第3回	平成 24 年 10 月 27 日	景観類型別の景観形成の課題、目標、方針の検討
第4回	平成 24 年 11 月 17 日	モデル地区の景観特性の整理・分析
第5回	平成 24 年 12 月 22 日	モデル地区の景観形成構想の検討 景観改善手法の検討
第6回	平成 25 年 1 月 26 日	良好な景観形成を実現する景観形成の方策の抽出 景観形成の推進に関するソフト施策と留意点の検討

1-3 景観形成検討委員会・同幹事会

○景観形成検討委員会

委員長	都市整備部担当副市長		
副委員長	都市整備部長		
委員	都市基盤整備調整担当理事	市民安全部長	上下水道局下水道部長
	総務部門調整担当理事	地域振興部長	教育委員会社会教育部長
	建設・環境部門調整担当理事	環境保全部長	
	教育委員会教育次長	土木部長	
	政策企画部長	公共施設部長	

○景観形成検討委員会幹事会

幹事長	都市整備部次長		
副幹事長	政策企画部次長		
幹事	企画課長	環境総務課長	公園みどり課長
	市民活動課長	環境衛生課長	施設整備室課長
	文化観光課長	都市計画課長	上下水道局下水道整備室課長
	産業振興課長	都市整備推進室課長	教育委員会文化財課長
	農政課長	開発調整課長	
	里山振興課長	土木総務課長	

資料２ 用語解説

用 語	解 説
あ	
アイストップ	人の視線をひきつけるような際だった事物。まちなみを印象付ける重要な要素となる。
アイデンティティ	そのものがそのものらしくあること。他との相違点を明確にし、その存在をはっきりと認識させる。都市におけるアイデンティティとは、他の都市とは異なった都市の特徴、個性のことを言う。
葦原	一面にアシの生えている所。枚方市域では淀川に沿って広大な葦原が見られる。
アメニティ（快適性）	環境の質を表す概念で、見て美しい、歩いて楽しいなどのように、場所・建築物・風景などの快適さや感じ良さを総合的にとらえた状態を表す。水や緑に代表される自然環境と都市の便利さを共存させるまちづくりの理念ともなっている。
屋外広告物	「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」（屋外広告物法第 2 条第 1 項）をいう。
オープンスペース	建築物が建っていない土地の総称。公園・広場・河川・湖沼・山林・農地、建築物前の小さな空間などを含む。
か	
環濠集落	外敵から防御するため、周囲に濠をめぐらしていた集落。集落内の街路は屈曲しているほか、袋小路がある。
景観協定	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地や建築物の所有者などが建築物の形態意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを結ぶ協定。
景観作物	菜の花・レンゲ・ヒマワリ・コスモスなどの田園や里山の風景に彩りを与え、豊かな景観形成に寄与する作物。
景観条例	景観法に基づき、景観行政団体の策定した景観計画に取り組むために必要な手続きを定めた条例。
景観地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、積極的に良好な景観形成を誘導したい場合に、市町村が都市計画として定める地区のこと。景観地区では、建築物の形態意匠をはじめ、建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度などを定めることができる。
景観法	2004 年（平成 16 年）6 月に公布された、日本ではじめての景観に関する総合的な法律。

用 語	解 説
建築協定	良好な環境を維持するために、土地や建築物の所有者などが一定の区域を定めて、敷地規模、建築物の位置・構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定めて結ぶ協定で、「建築基準法」に定められている。
原風景	懐かしさを感じる情景や体験を人々の意識の中に思い起こさせるような風景。
高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地の環境維持や土地利用の増進を図りたい場合に、市町村が都市計画として定める地区のこと。高度地区では、建築物の高さの最高限度、又は、最低限度を定めることができる。
コミュニティ道路	市街地や住宅地における道路整備手法の一つで、歩行者の安全性や快適性を考慮して整備された道路。
さ	
敷際	敷地境界線と接する敷地部分。敷地の境界線際。
寺内町	中世末から近世にかけて真宗寺院を中核とし形成された自治集落。その周囲には土手・濠などが整えられ、多くは直交道路を持つなど計画的な町割がなされている。
修景	建築物の外観や公園・道路等の景観を美しく整えること。
ストリートファニチャー	屋外生活環境を整えるための道具。その対象は、屑箱・ベンチ・水飲み・電話ボックスなど広範囲に及ぶ。
セットバック	建築物を道路境界線から離して建てること。そこに生まれたオープンスペースは歩行者の通行などに利用され、植栽などが行われる。
た	
段蔵	洪水の被害を避けるために、段々に高く築かれた石垣の上に土蔵などを建て連ねたもの。
地区計画	地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するため、一定区域のまちづくりの目標・方針、整備基準などを都市計画で定めるもの。
眺望点	美しい景観が眺められる場所。
辻広場	住宅地内の生活道路等の交差点（辻）に設けた小広場。住民の憩いの場となり、賑わいのあるまちの風景を創出する。
都市計画マスタープラン	都市づくりの具体的な将来ビジョンとして、あるべき市街地像や課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動などを支える諸施設の計画などを定めるもの。市民・事業者と行政の協力による、まちづくりを進めていく上での指針となる。
な	
法面（のりめん）	造成地や道路、山林、ダム、河川の築堤工事などで、切土や盛土をすることによりできた土の傾斜面のこと。山の斜面などを切り取って、その後にできた新たな斜面のことを切土法面、土を盛ってできた新たな斜面のことを盛土法面という。

用 語	解 説
は	
パーキングエリア (道の駅)	道路沿いに設置された運転者の休憩のためのスペース。現在、休憩機能と地域の文化や歴史などを発信・紹介する情報交流機能を兼ね備えた施設「道の駅」の整備が全国で進められている。
ビオトープ	生物生息空間。様々な生物が生態系を保ちながら生息できる空間。(草原・池・樹林・湿地など)
ビスタ	距離的な奥行きがあり両側が建築物や街路樹などによって囲まれた方向性のある景観。
微地形	縮尺の大きな地形図などには表れにくいような小規模な起伏をもつ地形
ファサード	一般的には建築物の正面。景観においては通りに面した壁面のこととして用いられることが多い。
プロムナード	語源はフランス語で「散歩」「散歩道」のことを意味する。
ポケットパーク	市街地の空き地や建築物前の小広場などを利用して設けられる小さな公園。規模は小さいがオープンスペースの少ない市街地では魅力的な空間となる。
ま	
モニュメント	遺跡や天然記念物等の文化財を含む、記念碑、記念像、記念塔などの記念性を持った構築物。
や	
大和棟	奈良盆地の古い民家に見られる屋根の型で、高く突き上げた茅葺き屋根とその両側に一段低い瓦葺きの落屋根を持っている。
ユニバーサルデザイン	老若男女、障害者・健常者等を問わず、全ての人が同じように利用できる施設や製品・情報の設計・デザイン。
要衝	要とも言えるべき大切なところ、要所。
ら	
ランドマーク	大規模建築物・工作物など目立ちやすく誰もが知っていて、地域の目印になるもの。地域を象徴したり、印象付けたりする要素となる。
稜線	山の尾根が空と接する線。
緑地協定	良好な環境を確保するために、土地や建築物の所有者などが一定の区域を定めて樹木の種類、植栽場所、垣や柵の構造などに関する基準を定め結ぶ協定であり、「都市緑地法」に定められている。
わ	
わんど（湾処）	河川の本流に接し、また本流から独立して水のたまっている所。様々な水棲生物が生息する場として重要である。